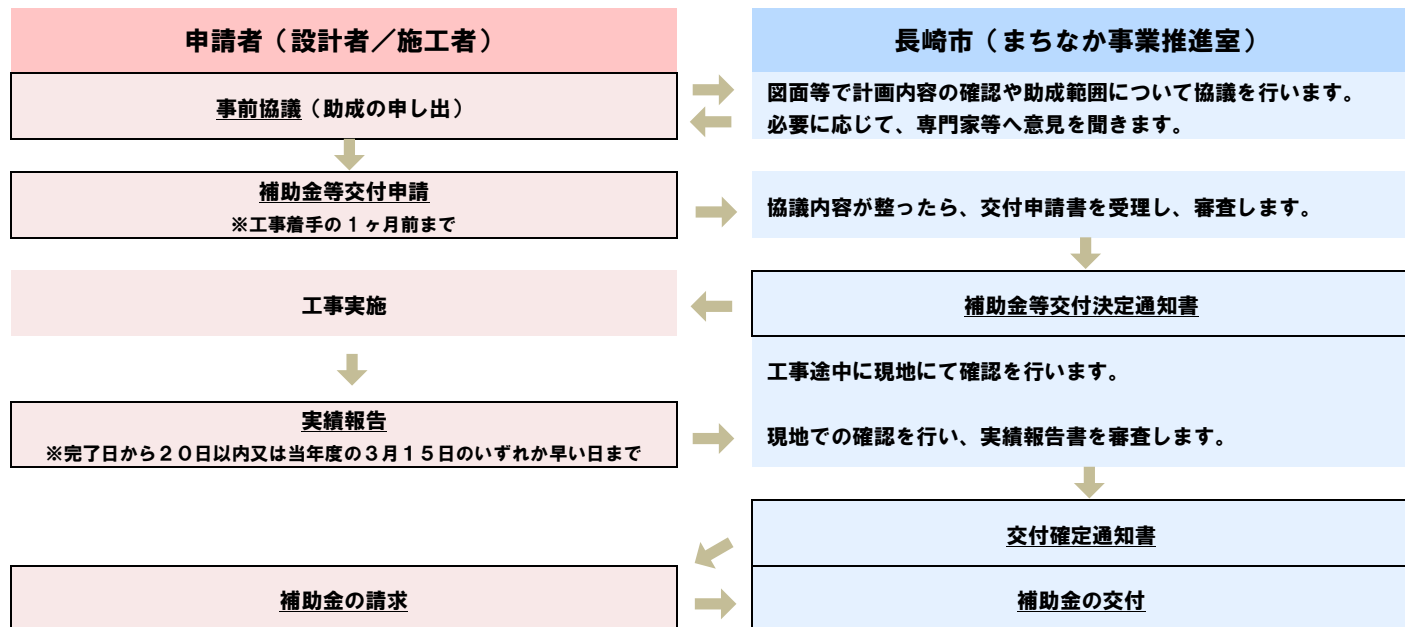


■助成金額

	助成対象経費	助成率	項目ごとの助成限度額	全体の助成限度額	
町家等	基本設計及び実施設計に係る経費のうち外観にかかる経費	1/3	100万円	600万円	
	建築物等（門、塀及び柵を除く。）の工事費のうち外観に係る経費	1/2	400万円		
	建築設備の隠ぺい等の工事に係る経費	1/2	50万円		
	屋外広告物の設置等に係る経費	1/2	50万円		
	防火仕様の改善及び構造補強工事に係る経費並びにこれらに付随する内部修繕に係る経費	1/2	200万円		
	門、塀及び柵の工事にかかる経費	1/3	100万円		
	備考：建物全体の耐震診断、耐震設計及び耐震改修に係る経費は、助成の対象外。				
町家等以外の建築物等	助成対象経費 (公衆が自由に通行可能な道路等から容易に望見できる部分に係る経費に限る。)	助成率	項目ごとの助成限度額	全体の助成限度額	
	基本設計及び実施設計に係る経費のうち外観にかかる経費	1/3	50万円	200万円 (300万円)	
	建築物等（門、塀及び柵を除く。）の工事費のうち外観に係る経費	1/2	200万円		
	建築設備の隠ぺい等の工事に係る経費	1/2	25万円		
	屋外広告物の設置等に係る経費	1/2	25万円		
	門、塀及び柵の工事にかかる経費	1/3	50万円		
	備考：( )内の金額は、景観まちすじ・まちかどに該当する場合に適用。				
新築する建築物等	助成対象経費 (公衆が自由に通行可能な道路等から容易に望見できる部分に係る経費に限る。)	助成率	項目ごとの助成限度額		全体の助成限度額
	基本設計及び実施設計に係る経費のうち外観にかかる経費	1/3	50万円	100万円 (200万円)	
	建築物等（門、塀及び柵を除く。）の工事費のうち外観に係る経費	1/2	200万円		
	建築設備の隠ぺい等の工事に係る経費	1/2	25万円		
	屋外広告物の設置等に係る経費	1/2	25万円		
	門、塀及び柵の工事にかかる経費	1/3	50万円		
	備考：( )内の金額は、景観まちすじ・まちかどに該当する場合に適用。				

■助成までの流れ

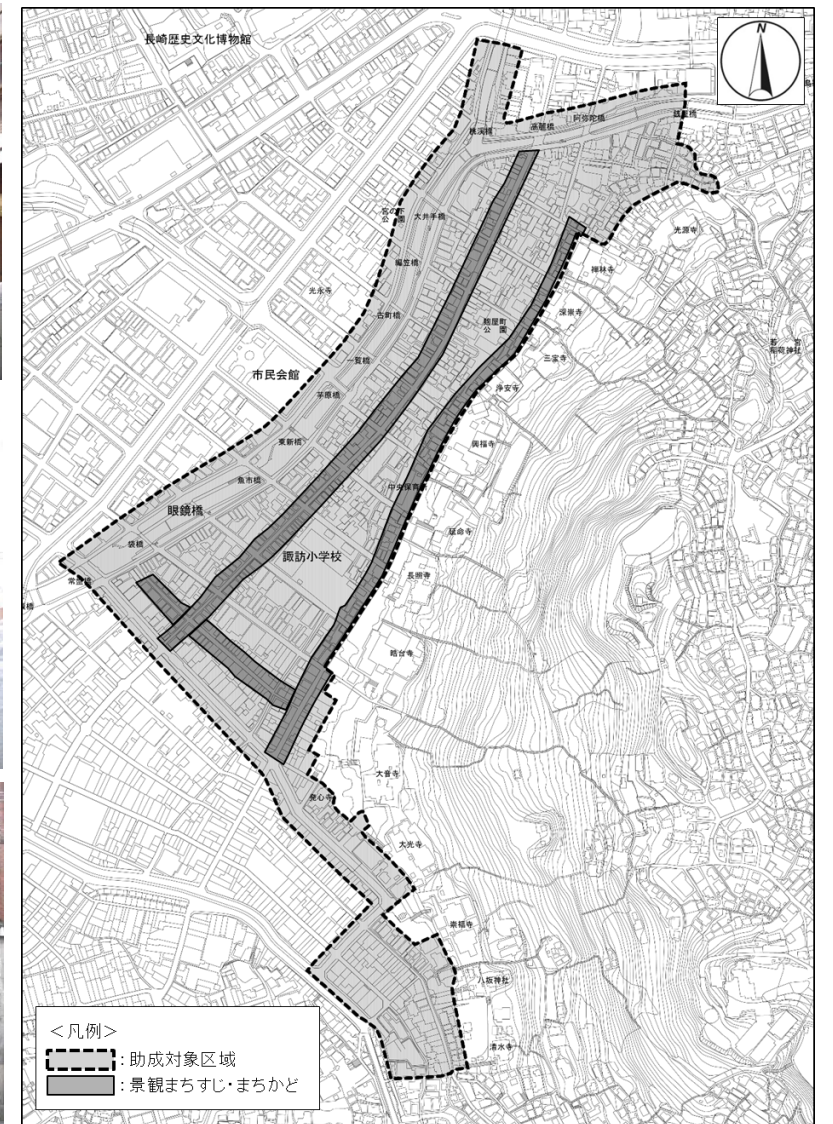


◆お問合せ先◆ 長崎市まちづくり部まちなか事業推進室（長崎市役所18階）  
TEL：095-829-1178 FAX：095-829-1175

# 町家を活かしたり まちなみづくり

## 中島川・寺町地区まちなみ整備助成制度の概要

町家等が多く、長崎の和風の文化を色濃く残す中島川・寺町地区において、町家等を活かしたまちなみづくりをすすめるために、既存の町家の維持、保全及び復元のための工事や、町家等以外の建築物等及び新築する建築物等で町家風外観形成に係る工事の経費の一部について助成を行います。



長崎市

## ■町家等について

助成の対象となる「**町家等**」とは、建築基準法施行（昭和25年5月24日）以前に建設された伝統的工法による和風建築物（建築物の外壁を金属板や看板等で改造したものを含む。）のうち、住宅、商家、邸宅、料亭、長屋、土蔵をいいます。

**町家等**で伝統的な意匠や形態の維持、保全又は復元のために行なう工事や**町家等以外の建築物等及び新築する建築物等**で町家風外観形成に係る工事について経費の一部を助成します。

計画にあたっては、デザインヒントを参考に、**町家等の建築物の場合は、建設当初の形態や装飾を尊重し、できる限り復元に努めるよう、町家等以外の建築物等及び新築する建築物等の場合は、町家等の外観に調和した、和の風情あるたたずまいを形成するよう、配慮してください。**

## ■デザインヒント

### ■屋根・庇

- ◇和瓦葺きを基本とし、軒裏は登り梁または垂木あらかしなど和風の雰囲気損なわないよう配慮する。
- ◇樋は、黒、茶系のものか銅板製とする。

#### 庇装飾の例



起（むく）り屋根の庇



1階庇の持ち送り



尾垂れ（おだれ）

### □町家等以外の建築物等の新築、改修の場合

- 上記の仕上げに配慮するとともに、
- ◇庇や尾垂れ、持ち送り等の伝統的な装飾を極力設置する。
- ◇道路に面する部分は、町家等の屋根勾配に合わせ、まちなみとして屋根の軒先が出来るだけ連続するよう配慮する。

### ■外壁等

- ◇壁仕上げは、自然素材（しっくい塗仕上げ、板張等）のもの、又はこれに準ずる仕上げとし、町家等の雰囲気に調和するよう配慮する。
- ◇色彩については、白、黒又は落ち着いた茶系色等、自然な素材色や低彩度色を基調とする。

#### 外壁仕上げの例

町家等の壁仕上げは、堅羽目板張及びしっくい壁塗りが一般的です。また、隣家との境に防火対策のために、レンガ造の防火壁が設置されているものも見られます。



目板打堅羽目板張り



押縁下見板張



しっくい塗壁



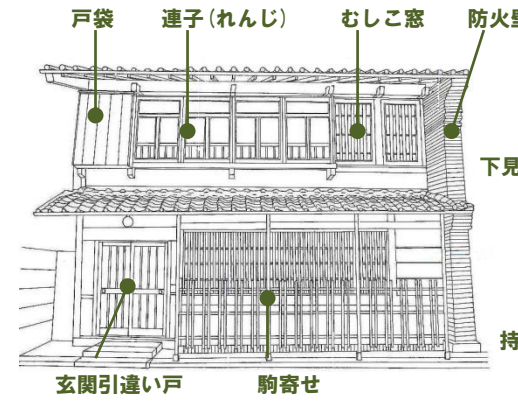
レンガ造の防火壁

### □町家等以外の建築物等の新築、改修の場合

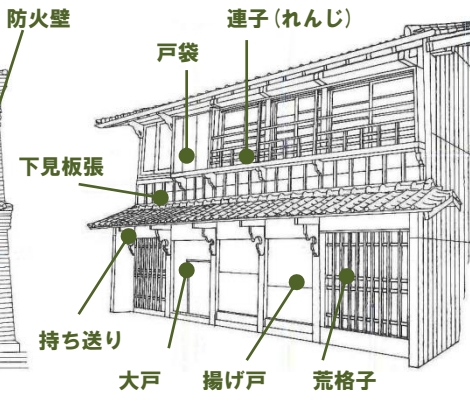
- 上記の仕上げに配慮するとともに、
- ◇道路に面する建築物の1、2階部分は、庇や格子等により、通りの雰囲気にあった修景を行う。
- ◇通りに面する3階以上の外壁は、出来る限り、1、2階の外壁面より後退する。

## 町家等建築物の代表例

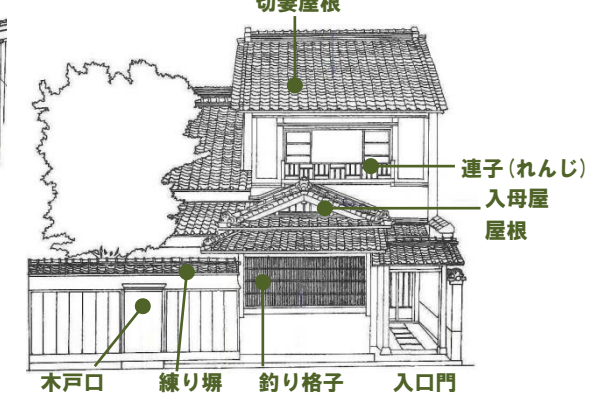
### 町家タイプ



### 商家タイプ



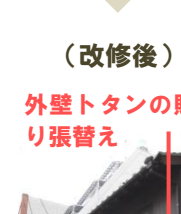
### 邸宅タイプ



### 本制度を活用した修景事例



（改修前）



（改修後）

エアコン室外機の木格子による隠ぺい

屋根の葺替え

持ち出し梁の露出

外壁トタンの貼り張替え

尾垂れ設置によるシャッターボックスの隠ぺい

### 町家等以外の建築物等の修景事例



### ■建具等

- ◇建具や格子等は、木製とするか、又は木目調、黒もしくは茶系色のつや消しのものとする。
- ◇玄関戸は出来る限り和風の引き戸とする。
- ◇格子、連子、むしこ窓等伝統的な装飾を設置する。
- ◇建物内車庫の出入り口部は、格子状の意匠とするなど、和風の意匠を取り入れるよう配慮する。

#### 窓枠、格子の例



障子戸と連子（れんじ）



むしこ窓



肘掛け窓の手すり



穴あき格子



駒寄せ（こまよせ）



障子戸と連子（れんじ）



肘掛け窓の手すり



玄関の引き戸



大戸（おおど）

### ■門、塀及び柵・設備機器の隠ぺい・屋外広告物

- ◇門、塀及び柵は、自然素材（しっくい塗仕上げ、板張等）のもの、又はこれに準ずる仕上げとし、町家等の雰囲気に調和するよう配慮する。
- ◇エアコン室外機等の設備機器は、通りから直接見えない位置に配置するか、目立たないように木製の格子等で隠ぺいする。
- ◇看板の幅は建物の間口に調和した規模とし、素材は木、鉄等の落ち着いた素材感を持つものとする。
- ◇看板の色彩や意匠は落ち着いたものとする。



しっくい塗りと乱石積を組み合わせた通称オランダ塀



しっくい塗りと乱石積を組み合わせた通称オランダ塀



歴史を感じさせる看板



エアコン室外機の木製格子による隠ぺい

## 中島川・寺町地区まちなみ整備助成金を申請される皆様へ

助成に際しては、次に記載する条件等がございますので、ご了承ください。

### ■助成の条件

- ① 助成対象行為を行う施工者は、長崎市内に住所又は事業所を有する者であることとします。
- ② 助成金の交付を受ける者は、助成金に係る経費の収支の状況を明らかにする帳簿及び関係書類等を備え、助成事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管する必要があります。
- ③ 助成金の対象となった建築物等の所有者等は、行為の完了後、10年間は当該デザイン、形態を保全し、当該建築物の適正な管理に努める必要があります。
- ④ 助成を受けた建築物等の現状をやむを得ず変更しようとするときは、あらかじめ助成建築物等現状変更届出書（要綱第1号様式）を提出すること。  
また、その行為を完了又は中止したときは、助成建築物等現状変更完了（中止）届出書（要綱第2号様式）を提出する必要があります。
- ⑤ 助成の対象となった建築物の所有権その他の権利を移転しようとするときは、新たな所有者へ前3項の助成の条件を継承するものとします。

### ■申請における注意事項

申請に際しては、次の事項にご注意ください。

- ① 助成金額の合計が予算の範囲を超えない範囲で、その年度の助成対象者を締切るものとします。
- ② 交付の申請は、各年度の10月31日までに提出してください。
- ③ 交付申請を行おうとする場合は、事前にその内容について協議してください。
- ④ 助成金の交付は、原則として、1敷地1回限りとします。
- ⑤ 申請時に助成対象行為について仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかない場合には、これを減額して申請してください。

※ 助成金の交付をうけた場合、工事完了後は外観写真等を使用させていただきますのでご了承ください。

■行為の助成助成対象範囲等

行為の対象	助成対象範囲等	備考
町家等	<p>&lt;共通&gt; 基本設計及び実施設計にかかる経費のうち外観に係る経費。</p>	<p>&lt;共通&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の伝統的材料については、極力再利用に努めること。</li> <li>・建物全体の耐震診断、耐震設計及び耐震改修に係る経費は、助成の対象外とする。</li> </ul>
	<p>&lt;屋根・庇&gt; ○瓦屋根等の修繕（既存瓦等の撤去・処分及び葺き土、野地板、垂木の補修、並びに野地板、ルーフィング下地等の設置を含む。） ○伝統的な装飾の設置又は修繕。</p>	
	<p>&lt;樋（とい）&gt; ○竪樋、軒樋の設置又は修繕。</p>	
	<p>&lt;外 壁&gt; ○外壁仕上げ及び下地の修繕（既存の撤去及び処分を含む）。 ○伝統的な装飾の設置又は修繕。</p>	
	<p>&lt;建具等&gt; ○外部建具の設置又は修繕。（既存の撤去及び処分を含む） ○伝統的な装飾の設置又は修繕。</p>	
	<p>&lt;内 部&gt; ○防火仕様の改善及びこれらに付随する内部の修繕（既存の撤去及び処分を含む） ○構造補強工事及びこれらに付随する内部の修繕（既存の撤去及び処分を含む）</p>	
	<p>&lt;門、塀及び柵&gt; ○門、塀及び柵の設置又は修繕。</p>	
屋外広告物（看板）	<p>○看板の設置又は修繕。（制作及び既存の撤去・処分を含む。） ○看板は建物と一体となって、耐久性を有するもの。</p>	
設備機器等	<p>○木製格子等による目隠しの設置又は修繕。 ○隠蔽のための設備機器の移設。</p>	
町家等以外の建築物等及び新築する建築物等	<p>&lt;共通&gt; 基本設計及び実施設計に係る経費のうち、外観にかかる経費。</p>	<p>&lt;共通&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中島川・寺町地区の景観形成基準を遵守する。</li> <li>・助成の要件として、完成時の建物の意匠について、外壁及び建具等の意匠の基準に合致するものとなること。</li> <li>・望見できる範囲とは、通りに面する面及び側面の折り返し部分の奥行き1.5m程度までとする。角地においては、通りに面する2面を対象とする。</li> <li>・助成対象とする建築物の部分の高さは、2階屋根相当の部分までとする。</li> <li>・建築物内部については、助成対象としない。</li> </ul>
	<p>&lt;屋根・庇&gt; ○瓦屋根等の設置（野地板、化粧垂木、ルーフィング下地を含む。） ○瓦屋根等の修繕（既存瓦等の撤去・処分及び野地板、垂木の補修、並びに野地板、ルーフィング下地等の設置を含む。） ○伝統的な装飾の設置又は修繕。</p>	
	<p>&lt;樋（とい）&gt; ○竪樋、軒樋の設置又は修繕。</p>	
	<p>&lt;外 壁&gt; ○外壁仕上げ及び下地の設置。 ○外壁仕上げ及び下地の修繕。（既存の撤去及び処分を含む） ○伝統的な装飾の設置又は修繕。</p>	
	<p>&lt;建具等&gt; ○外部建具の設置又は修繕。（既存の撤去及び処分を含む） ○伝統的な装飾等の設置又は修繕。</p>	
	<p>&lt;門、塀及び柵&gt; ○門、塀及び柵の設置又は修繕。</p>	
	屋外広告物（看板）	
設備機器等	<p>○木製格子等による目隠しの設置又は修繕。 ○隠蔽のための設備機器の移設。</p>	